

2018年12月3日

京都市醍醐交流会館指定管理者
京都市醍醐交流会館コンソーシアム
代表 京都醍醐センター株式会社

京都市醍醐交流会館のホール管理運営業務委託に関する提案募集要項

京都市醍醐交流会館（以下「交流会館」という。）におけるホール管理運営業務（以下「本業務」という。）については、利用者の需要に応じた的確な業務の履行、安心して安全な施設運営、効率的な管理運営と経費節減、来館者や利用者への質の高いサービスの提供を目指しています。

この度、2019年度の本業務について、公募型プロポーザル方式による提案を募集します。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

京都市醍醐交流会館ホール管理運営業務

(2) 業務の内容

本業務は、京都市醍醐交流会館コンソーシアム（以下「当社」という。）の指揮のもと、利用者に対して親切・丁寧な対応を心掛け、安全で確実なホール管理運営を実施するものです。

業務内容は、概ね次のとおりであり、詳細については別に定める「京都市醍醐交流会館ホール管理運営業務委託契約に関する仕様書」に従うものとします。

ア 当社との連絡調整に関すること。

イ 主催者、出演者との打合せに関すること。

ウ 舞台、照明、音響及び映像機器をはじめとするホール諸設備の経常的な管理に関すること。

エ 貸館業務、自主事業のホール管理運営業務等に関すること。

オ リハーサル、本番実施時におけるホール管理に関すること。（舞台機構運転時の安全監視を含む。）

カ 舞台、照明、音響及び映像機器等の基本的な運営操作に関すること。

キ 付属設備、備品等の設置と撤去・格納に関すること。

ク 技術者の補充に関すること。

ケ 器具の補充に関すること。

コ ホール運営に伴う当社との連絡調整に関すること。

サ 業務の実施に係る当社への報告に関すること。

シ 部署ミーティングへの参加に関すること。

ス ホール設備関係の動作確認・習熟作業に関すること。

セ 備品関係の点検・管理作業に関すること。

ソ 前各号のほかホールの管理運営に関すること。

(3) 資格要件

本業務の提案を行う事業者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（契約をする能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。
- イ 京都市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、参加申請の日から契約締結の日までの間において京都市により競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団、又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- エ ホール管理運營業務を構成する「舞台」「照明」「音響」の操作・管理に関する豊富なノウハウを有し且つ本業務を円滑に遂行するために必要な能力を持った人材、事業資金等の経営基盤を有する法人格で、文化施設等において、舞台、照明、音響の業務を一括して、元請として履行した実績があること。
- オ 本業務の実施に当たり、事業者が行う業務に起因する事故や施設・設備の損壊について、想定される損害賠償請求に対応できる任意の賠償責任保険に加入していること。

(4) グループ応募の場合の条件

グループによる応募を行う場合は、次の項目に留意してください。

- ア 複数の法人がグループを構成し提案する場合は、代表となる法人を定めるとともに、グループを構成する法人は連帯して責任を負うこととして提案すること。
- イ 同時に複数のグループの構成団体となることはできない。
- ウ 単独で応募する法人は、グループ応募の場合の構成団体となることはできない。
また、代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は、原則として認めない。
- エ グループを構成する全ての法人が、前項の資格要件を満たしていなければならない。
- オ 業務提案書等の提出時に協定書等を提出すること。

(5) 契約期間

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

なお、上記期間における業務の履行状況が優秀と認める場合は、2020 年度も引き続き契約するものとし、2021 年度も同様とします。（最大契約期間 3 カ年）

ただし、交流会館指定管理者としての当社の受託契約が終了した場合は、この限りではありません。

2 予算額

当社では、本業務に関する予算額を年額 12,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）と想定しています。

上記金額を上回る場合は、ヒアリングでその根拠等について説明してください。

3 業務に関する基本的事項

- (1) 業務の再委託
包括的な業務又は主要な部分を一括して再委託することは認めません。個別の業務の再委託については、事前に当社の承認を得てください。
- (2) 秘密保持義務
業務従事者は、業務上で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、本業務が終了した後においても同様とします。
- (3) 個人情報の保護
個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じてください。
- (4) 情報公開
業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じてください。
- (5) 仕様
別紙「京都市醍醐交流会館ホール管理運営業務委託契約に関する仕様書」を参照ください。

4 募集要項の公開

募集要項及び応募に必要な書類、施設見学会の申込書は、2018年12月3日（月）から2019年1月6日（日）までの間、交流会館窓口に設置するほか、交流会館ホームページからダウンロードすることができます。

【交流会館ホームページアドレス】<http://daigo-koryu.jp>

5 施設見学会

希望者に対し、次の日程で施設見学会を開催します。

なお、見学会では募集要項等の資料は配布しません。事前に交流会館窓口又は交流会館ホームページから入手し、持参してください。

- (1) 日時
2018年12月11日（火）午後1時から午後2時
- (2) 会場
交流会館 ホール
- (3) 申込み
参加希望者は、2018年12月10日（月）午後5時（必着）までに、施設見学会参加申込書（様式1）をファックスでご提出ください。（必ず着信確認を行ってください。）
なお、1事業者又はグループあたりの参加者数は2名までとし、申込みが無い場合は開催を中止します。

6 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式2）を提出してください。質問票は交流会館窓口又は交流会館ホームページから入手できます。

- (1) 質問票提出期間
2018年12月12日（水）から12月18日（火）までの間で、最終日は午後4時まで受け付けます。
- (2) 受付方法
質問票をファックスで送付してください。（必ず着信確認を行ってください。）
- (3) 回答
質問に対する回答は、2018年12月21日（金）に質問提出者全てに対して、ファックスで回答します。

7 業務提案書等

(1) 提出期間

2019年1月7日（月）から1月8日（火）までの2日間で、各日午前9時から午後5時まで受け付けます。

(2) 提出方法

郵送等又は交流会館受付窓口へ直接持参してください。郵送の場合は、投函したことを電話で知らせてください。（消印有効）

なお、受付期間後の応募書類の変更及び追加並びに受付期間終了後の提出は認めません。

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(4) 提出場所

京都市醍醐交流会館 〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町 30-1

(5) 提出書類

1	参加申込書	様式3（提出部数1部）
2	団体概要書 （様式自由）	<p>【団体概要】 団体名称と所在地、設立年月日、資本金や従業員数等を記載してください（会社案内、パンフレットでも可）。 グループ応募の場合は、全構成団体名簿及び役員名簿を添付してください。</p> <p>【定款】</p> <p>【財務状況】</p> <p>【過去3年間の事業実績】 ホール等の管理運営実績（「委託」、「指定管理」、「PFI事業」等の種別を記載）の一覧を添付してください。</p>
3	業務提案書 （様式自由）	<p>【業務の運営体制】 本業務に対する基本的な考え方、提案ポイント（主要事項）、専門的な業務に対する考え方を記載してください。</p> <p>【配置人員の体制】 常駐責任者及び各業務に携わる担当者についての経歴、資格、雇用形態と、バックアップ体制を記載してください。</p> <p>【緊急時の体制】 機器故障等の際の応急措置や地震、火災などの緊急時における具体的な対応態勢と対応方法（緊急連絡体制や対応方法等）を記載してください。</p> <p>【その他独自の提案事項】</p>
4	見積書 及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。 ・常駐責任者は、月当たり21日の勤務を基本とします。その他の担当者は、月当たり11日の勤務を基本とします。 ・超過勤務が生じた場合の経費等を記載してください。 ・増員された場合の人件費を記載してください。

8 業務提案書作成の留意点

- (1) 提案において、必要と判断されたことは積極的に提案してください。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- (3) 1事業者が複数の業務提案書を提出することはできません。
- (4) 提案した内容や考え方等は、業務受託者として決定した後、実際に業務を遂行するにあたって、その趣旨において一貫性を保つものとしてください。
- (5) 提案内容及び経費については、実際に業務を遂行するうえで、円滑な運営とするため、変更する場合があります。
- (6) 本提案募集により知り得た内容については、何人にも漏えいしてはなりません。
- (7) 書類作成において使用する言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨とします。
- (8) 応募に際し必要となる資料の作成・提出に要する費用及び選考に参加するために要する費用は全て提案者の負担とします。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- (10) 提出書類は返却しません。
- (11) 提出書類は、本業務の選考以外の目的で無断使用しません。

9 審査の流れ

- (1) 選定委員会の設置
当社内に、京都市醍醐交流会館ホール管理運営業務委託事業者選定委員会を設置し、厳正に審査を行います。
- (2) 審査
提出された業務提案書に基づいて内容についてヒアリングを行います。(3)に掲げる評価項目及び評価事項に基づいて採点し、最も優れた提案を行った事業者を受託予定者として選定します。
なお、提出資料に記載されていない事項については、審査対象となりません。

(3) 評価項目

評価項目	主な評価事項	評価点
業務実績	・過去3年間において、当該業務に類似あるいは関連する業務を実施した実績 ・財務状況	10点
実施体制	業務遂行に十分な技術者の確保	20点
	業務を的確、迅速且つ誠実に実施する体制の確保	20点
	緊急時における具体的な対応態勢と対応方法	10点
見積書	受託希望金額に応じて配点	30点
業務に関する提案	利用者の満足度の確保に対する考え方	10点
その他	上記に加え、交流会館利用率の向上又は地域活性化に繋がる具体的な方策や貢献策が提案された場合は、20点を加点します。	

(4) ヒアリング日時

2019年1月11日(金)午後1時から午後5時までの間で、1事業者あたり最大1時間程度(プレゼンテーション30分、質疑応答時間20分)のヒアリングを実施します。ヒアリング参加者は、1事業者あたり3名以内とし、ヒアリング開始時間については別途通知します。

業務提案書の内容説明においてプレゼンテーションソフト(パワーポイント等)を使用する場合の必要機器類については提案者が用意してください。

(5) 会場

京都醍醐センター株式会社 会議室

(京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオ・ダイゴロー西館 5階)

10 選定結果の通知

結果に関わらず、全ての提案者に対し、2019年1月16日(水)までに文書で結果を通知します。

11 契約締結

選定後、当社と受託予定者は、業務実施に向けた協議を行い、2019年4月1日付で業務委託契約を締結します。

ただし、次のいずれかに該当した場合、契約を締結しないことがあります。

- (1) 提案内容に虚偽が判明した場合
- (2) 本要項に定められた条件に違反した場合
- (3) その他不正な行為を行った場合

12 提案募集のスケジュール

内容	期間又は日時	備考
募集開始	12月3日(月)午前10時	
募集要項の公開	12月3日(月)午前10時～ 2019年1月6日(日)午後4時	・交流会館窓口に設置 ・交流会館ホームページからダウンロード可
施設見学会	12月11日(火)午後1時～午後2時 申込み:12月3日(月)～10日(月) 午後5時	・ファックスで申込み ・見学希望者がいる場合のみ開催
質問票提出期間	12月12日(水)～18日(火)午後4時	・ファックスで受付
質疑に対する回答	12月21日(金)	・質問者全員に対して ファックスで回答
提案書提出期間	2019年1月7日(月)～8日(火) 各日 午前9時～午後5時	・郵送又は交流会館窓口へ直接持参
ヒアリング	2019年1月11日(金) 午後	1事業者当たり1時間を想定(プレゼン30分、 質疑応答20分)
選定結果の通知	2019年1月16日(水)	・結果に関わらず文書で通知

*スケジュールは、応募状況等により一部変更することがあります。

13 その他

(1) 参加辞退

書類提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、速やかに当社にその旨を通知するとともに、団体又は法人の名称及び代表者名を明記した書面により辞退することを申し出てください（様式任意）。

(2) 契約辞退

契約の相手方として決定した事業者は、契約を締結するまでの間において、契約の締結を辞退しようとするときは、速やかに当社にその意思を通知するとともに、団体又は法人の名称及び代表者名を明記した書面により契約を辞退することを申し出てください（様式任意）。

(3) 契約辞退の反則金

契約の相手方として決定した事業者が、前項に規定する契約辞退の申し出を行った場合、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の1割相当額を反則金として徴収します。

14 問合せ先

〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町 30-1

京都市醍醐交流会館（担当：中田、保田）

電話 075-575-2580 ファックス 075-575-2581

交流会館ホームページアドレス <http://daigo-koryu.jp>